

ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省（編）  
『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての  
取り組みと支援の効果に関する評価調査』  
—抄訳1（目次、まとめ、総評）—

平成28～30年度 基盤研究（C）（一般）

課題番号 16K02125

課題名 日独両国の赤ちゃんポストと関連諸問題における出自を知る権利の  
扱いに関する研究

平成29年10月  
熊本大学 文学部

## はじめに

2014年5月にドイツで内密出産法（「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」）が施行されてから3年以上が経過した。2017年7月には、同法律の第8条で定められている、同法律がもたらした効果に関する施行3年後の評価調査の報告書が「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）により公開された。

同法律によって導入された内密出産制度（困難な状況にいる妊婦に対し、妊娠と出産のことを周囲に対して守秘しながら、必要な医療的手当を与え、出産後に子どもを養子に出すことを可能とする制度）と、困難な状況にいるために妊娠していることを隠す女性に、正規の支援制度への道を開くことを目的として拡充された妊娠相談のコンセプトの効果に関するデータおよびその分析が収められている。

この報告書の最も重要と思われる部分の和訳を順次公開することを通して、日本における赤ちゃんポストおよび妊娠相談と妊婦支援をめぐる議論に資することが出来れば幸いである。

2017年10月26日

「日独両国の赤ちゃんポストと関連諸問題における  
出自を知る権利の扱いに関する研究」研究グループ

## 翻訳に当たって

『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』の翻訳にあたって（「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）より）

本稿は、ドイツの『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』（2017年7月12日付公開）の抄訳である。これは、「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）および「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）から委託され、同評価調査を作成した有限会社 INTERVAL の承諾を得て、熊本大学において作成されたものである。抄訳の内容については、「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）は一切責任を負わない。

『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』の原文（出典：「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）編『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』、ベルリン 2017年）は <https://www.bmfsfj.de/blob/jump/117408/evaluation-hilfsangebote-vertrauliche-geburt-data.pdf> からダウンロード可能である。

**Hinweis des BMFSFJ für die Übersetzung der „Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden“**

Der vorliegende Text basiert auf einer auszugsweisen Übersetzung der deutschen „Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden“ vom 12.07.2017. Die Übersetzung wurde durch die Universität Kumamoto mit Einwilligung des deutschen Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend und der INTERVAL GmbH vorgenommen, die die Evaluation im Auftrag des Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend erstellt hat. Für die Inhalte der Übersetzung übernimmt das Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend keinerlei Haftung.

Der Originaltext der „Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden“ (Quelle: Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (Hrsg.), Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden, Berlin 2017) kann unter <https://www.bmfsfj.de/blob/jump/117408/evaluation-hilfsangebote-vertrauliche-geburt-data.pdf> heruntergeladen werden.

# 目次

(原文 2 頁～3 頁)

## 略語表

## まとめ

### 1 はじめに

### 2 評価調査の背景

- 2.1 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の経緯
- 2.2 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の要点
- 2.3 評価調査のデザイン
- 2.4 評価調査の基となるデータ

### 3 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の執行

- 3.1 州レベルにおける妊娠葛藤法 (SchKG) 、特に第 25 条以下の執行
- 3.2 関係諸機関における情報把握状況
- 3.3 関係諸機関間のネットワーク化と連携化
- 3.4 関係諸機関の立場と期待

### 4 相談および出産と子どもの委託のさまざまな制度の利用状況

- 4.1 ホットラインの利用状況
- 4.2 相談後の決断 (内密出産制度を利用する決断を含む)

### 5 相談を受けた女性がおかれている問題状況と相談の手順

- 5.1 支援制度への道を開くこと
  - 5.1.1 内密出産が相談で取り上げられた全ての女性がおかれている問題状況
  - 5.1.2 内密出産制度の利用を決断した女性の社会人口学的な特徴とおかれている問題状況
  - 5.1.3 女性の相談へのアプローチ
  - 5.1.4 妊娠相談所による支援制度への道を開くこと
- 5.2 内密出産前の手順
- 5.3 内密出産後の手順

### 6 さまざまな関係諸機関の役割と経験

- 6.1 関係諸機関間の連携における課題
- 6.2 妊娠相談所
- 6.3 医療制度
  - 6.3.1 産婦人科のある病院
  - 6.3.2 自営業の助産師、助産院
  - 6.3.3 医療制度内のその他の関係者との連携

- 6.4 養子縁組斡旋機関
- 6.5 青少年局（子どもの保護関係）
- 6.6 身分登録所
- 6.7 家庭裁判所
- 6.8 ジョブセンター

## **7 匿名で子どもを手放す諸形態**

- 7.1 匿名で子どもを手放す諸形態および嬰兒殺しに関するデータ
  - 7.1.1 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」  
（SchwHiAusbauG）の量的効果（ドイツにおける両親が不明の  
子どもの養子に関する統計についての傾向分析による推測）
  - 7.1.2 子どもの手放し方に関する病院と青少年局への照会
  - 7.1.3 妊娠相談所の質的推測
  - 7.1.4 遺棄致死および嬰兒殺しの 2005 年から 2015 年までの動向
- 7.2 匿名による子どもの委託の諸制度に関する質的結果
  - 7.2.1 匿名による子どもの委託の諸制度を提供する諸機関の現状
  - 7.2.2 匿名による子どもの委託の諸制度の実施
  - 7.2.3 提供する諸機関の立場と今後の計画

## **8 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の認知度と受容 に関する住民調査の結果**

- 8.1 15 歳から 45 歳の女性の養子縁組の捉え方
- 8.2 法律の認知度と評価
- 8.3 ホットライン、ホームページ、妊娠相談の認知度

## **9 評価調査の結論と今後の行動の選択肢**

- 9.1 総評
- 9.2 課題のある分野

## **10 文献一覧**

## **11 付録**

- 11.1 第 3 章（執行）を補足する図表
- 11.2 第 5 章（問題状況と相談の手順）を補足する図表
- 11.3 第 6 章（さまざまな関係諸機関の経験）を補足する図表
- 11.4 第 8 章（法律の認知度と受容）を補足する図表
- 11.5 評価諮問委員会の構成

## まとめ

(原文9頁～12頁)

2014年5月1日に、「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG)が施行された。本法律の目的は、困難な状況にいることから、妊娠していることを隠す女性に(生まれてくる子どものためにも)、正規の支援制度への道を開くことにある。そのために、「困難な状況にいる妊婦」(Schwangere in Not)というホットラインの設置、ホームページ(www.geburt-vertraulich.de)を通じてインターネットにおける情報提供、広範囲の啓発キャンペーンを通じて、相談の利用が促進された。

本法律のアプローチで要となっているのは、女性の決断の過程に専門のスタッフが寄り添うことである。この寄り添いながらの相談は二段階に及ぶコンセプトに則って行われる。第一段階における相談は、子どもと共に生きる道を探り、問題を解決し、行動の選択肢を示すことを目指している。しかし、この第一段階における相談でさまざまな支援制度を紹介してもなお、匿名を放棄することができない、あるいはしたくない場合に限り、第二段階として、内密出産を目的とした相談が始まることになる。内密出産は、匿名での出産を望む妊婦とその子どもが医療的手当を受けながら出産することを可能とする。赤ちゃんポストへの匿名による子どもの委託や匿名出産の場合と違い、内密出産制度では、子どもに16年後に出自を知る機会が与えられる。内密出産制度で核となる手続は、相談後に内密出産の決断をした女性が妊娠相談所に身元を証明することである。妊娠相談所はこれに基づいて出自証明書を作成して封印したのち、「家族と市民社会問題のための連邦局」(BAFzA)宛に送る。それを子どもが16年後に閲覧できるように、出自証明書はそこで適切に保管される。

「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」(BMFSFJ)は、有限会社INTERVALおよび協力者であるメルゼブルク大学のUlrike Busch教授(家族計画学)に「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG)の評価調査を依頼した。評価調査の目的は、本法律の2014年末から2017年初めまでの構造的執行、利用、効果を検討し、内密出産制度を全ての妊婦支援のコンテキストの中で評価し、必要であれば、諸妊婦支援をさらに発展させるための提案を作成することにあつた。本評価の実証的根拠は、広範囲にわたる質的および量的調査と副次的データである。内密出産に関わる関係者を組み入れている評価諮問委員会は、本評価調査に協力した。

妊娠相談と分娩取扱医療機関の専門スタッフの多くは、法律施行後の比較的早い時点ですでに内密出産制度の諸規定についての十分な知識を持っており、関係者における法律の受入率が高いことが本評価で明らかになった。本法律を現場で執行する際の諸関係者のネットワーク化と連携化の責任は妊娠相談所にある。妊娠相談所は、産婦人科のある病院、助産師、青少年局、養子縁組斡旋機関、ならびに、内密出産の準備および実施のために、その他の関係者(身分登録所、産婦人科医院、その他の相談所、患者搬送会社等)と協力している。

「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG)の施行から2016年9月30日までに、「家族と市民社会問題のための連邦局」(BAFzA)には合計249件の出自証明書が預けられている。内密出産は平均して1か月に8.6件で、全期間にわたりおおよそ均等な分布となっている。原因を明確にすることはできなかったが、地域差があることは明白である。推計によれば、2014年5月から2016年9月までの間に、1000人をはるかに越える女性が匿名を希望して内密出産の相談を受けた。相談後に内密出産制度を利用することに決めたのは、全相談件数のより少ない一部のケースのみである。それらのおおよそ倍のケースにおいて、相談所は女性を通常の支援制度に導くことに成功し、それによって、子どもを正規の養子縁組に出す、あるいはより多くのケースでは、子どもと共に生きることを選択する形で、匿名を放棄する決断を可能とした。

匿名を放棄した一部のケースにおいては、相談と関係なく女性がおかれた状況が変わったこともその理由である。しかし、相談員の視点から見て半分以上のケースにおいて決定的であったのは、女性に通常の支援制度への道を開くことに成功したことである。それによって具体的な問題が解決されたり、少なくとも女性にさまざまな支援を紹介することができた。

女性が内密に出産する以外の方法が視野に入らない理由、種々ある支援制度の中の別の支援を利用しない理由、子どもを正規の養子縁組に出すことも選択したくない理由は、一部不明瞭なままである。しかし、部分的にはその理由は明瞭である。それは、例えば、強姦後の重い苦境に陥っているケースである。また、子どもと共に生きる決断を困難にするように作用する状況（例えば、荷が重過ぎるのではないかという不安、財政的問題、子どもと仕事や職業教育を両立できないのではないかという不安）は、場合によって、匿名を希望することの理由づけとなる問題（例えば、自分の家族とより広い周囲から汚名を着せられる恐怖）とは異なることがある。多くの場合、内密出産を選択しようと決断することは、複数の問題が重なることによってはじめて決定的になる。

これまで行われた内密出産の4分の3近くのケースでは、女性は事前に相談所にコンタクトを取っていた。残りの4分の1ほどのケースでは、女性が出産直前に病院や助産施設にかかっている、その病院や助産施設が相談所と連携をとったことにより、初めて女性と相談所とのコンタクトが成立していた。

女性の多くは、最初のコンタクトの際にすでに少なくとも表面的には内密出産という選択肢についての情報を得ていた。その主な情報源は、「困難な状況にいる妊婦」(Schwangere in Not)というホットラインとホームページ([www.geburt-vertraulich.de](http://www.geburt-vertraulich.de))であった。相談に来た大半のケースにおいては、第一段階の相談の他に、第二段階での相談内容も全て伝えることができた。内密出産の総件数のおおよそ3分の1のケースにおいては、養子縁組斡旋機関を相談に巻き込むことができ、総件数の明らかに半分以上のケースでは、相談員が生みの母についての情報を養子縁組斡旋機関に伝えることができた。内密出産の総件数の80%近くのケースにおいて、相談員は、新しい法的規定に基づき、ネットワークでつながっている諸機関の協力の下、女性に最適な支援をすることができたという印象を受けていた。多くの場合、内密出産をした後にも女性と妊娠相談所との間にはコンタクトが継続されており、その中の数少ない

ケースにおいては、女性が身元を明かし、内密出産で生まれた子どもを取り戻す、あるいは正規の養子縁組に出す手続に関するコンタクトであった。

関係諸機関の中で出自証明書を発行する権限を持つのは、相談所のみである。したがって、実際に内密出産があった、あるいは、内密出産になることについて最初に把握するのは、相談所である。しかし、内密出産を実行するに当たっての責任は、その他の関係機関と分担している。したがって、内密出産を行う上で最も重要になるのは、諸機関間におけるスムーズな連携を保障することである。中核的ではない周辺諸機関（患者搬送関係者、薬局、ジョブセンター、DVシェルター等）を、地域のネットワーク、あるいは、具体的なケースに応じて担当の妊娠相談所を中心としたネットワークに加えることによって、内密出産の有する特別な事情にも敏感にさせなければならない。最終的には、内密出産の全過程に渡って女性の身元および利益を守っていくためには、本人も責任を負わなくてはならない。

内密出産制度導入以降、匿名による子どもの委託の諸制度の利用件数は減少したと断言できる。「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) がなければ、匿名による子どもの委託が行われたであろう総件数の41.9%のケースにおいて、内密出産制度が代わりに利用されたことが傾向分析によって推測される。匿名による子どもの委託の減少は、すなわち医療的手当のない出産およびそれに伴う母子の健康と命のリスクの減少でもある。しかし、内密出産制度は、匿名を希望している女性の多くにはまだ受け入れられていないため内密出産制度を利用させることができず、したがって匿名出産や子どもを匿名で引き渡せる制度、赤ちゃんポストの利用を選択していることが明らかである。また、質的調査の結果からは、その原因が情報不足ではないことが推測される。むしろ、匿名を選んだ女性には、匿名による子どもの委託の諸制度の方が、内密出産よりも個人的に有利に見えたり、あるいは、場合によっては子どもにだけでなく、周囲にも16年後に身元を知られるリスクを冒すことができない。

PRキャンペーンと「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の補助策としての利用しやすいホットラインとオンライン相談は、困難な状況にいる女性たちに情報を届けるのに有効であった。評価調査の枠内で行われた住民調査では、出産能力のある年齢の女性の多くは、内密出産の選択肢についての情報が手に入る状況にいることが明らかになった。「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の知名度は不十分ではない。調査の対象者で内密出産について聞いたことのあるのが全員ではなかったにもかかわらず、妊娠のことと妊娠葛藤のための相談所があることは全員が知っていた。つまり、必要が生じて相談所に相談すれば、そこで内密出産という選択肢についても知られるであろう。なぜなら、妊娠相談所にはその情報があるからである。住民調査のもう一つの結果では、正規の養子縁組に子どもを出す親は、住民の4分の1近くから批判的に評価されていることが明らかになった。つまり、子どもを正規の養子縁組に出すことは、周囲から汚名を着せられることにつながるのではないかという女性の心配には根拠があるのかもしれない。

「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の執行は極めてポジティブに評価されるべきである。本法律施行直後でも、滞りなく最初の内密出産を実施することができ、かつ、



それらの手続が（少数の例外を除けば）立法者のコンセプトと意向に一致していたことは、全ての関連諸機関の協力ゆえである。

内密出産について相談をした女性のより多くが内密出産を利用するのではなく、通常の出産を決断していることは、「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」（SchwHiAusbauG）の相談コンセプトが効果的であることを証明している。実際多くの場合には、相談の第一段階と第二段階は明確に分けられた段階的な過程ではないという事実はあるが、現状の問題を解決し、行動の選択肢を提示することは、内密出産の準備を進めることより常に優先される。理想的な場合、それは匿名の放棄を可能とする。

内密出産制度の導入で、匿名による子どもの委託の諸制度の代わりになる法的規定のある制度が創設されたことになる。それは、匿名による子どもの委託の諸制度を提供している大半の団体からもよりポジティブに評価されている。それにもかかわらず、匿名を希望する女性からのこれまでと同様の多くのニーズに応えるために、それらの団体は匿名による諸サービスを存続させている。これらの（子どもの権利に反する）匿名による諸サービスをこれからどう取り扱うべきかという問題の解決策は、経験上に得られるデータから導き出すことはできない。これらの匿名による諸サービスの将来は、政治的問題に委ねられている。しかし、現場の関係者には、引き続き高いレベルの、あるいは、より高められた相談の質やネットワーク化によって、匿名による子どもの委託をさらに減少させるための努力を積み重ねることを勧めるべきであろう。

## 9.1 総評

(原文 119 頁～122 頁)

### 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の執行

内密出産は、多くの地域では僅少の件数しか見込まれていなかったが、その手続には、さまざまな関係諸機関が関わる。したがって、「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の執行に当たっての課題は、全ての関係諸機関にそれぞれの新しい役割について熟知するように働きかけることによって、情報不足が内密出産の手続の妨害となることを回避することにあった。こうした事情を踏まえてなされた「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の執行の仕方は極めてポジティブに評価されるべきである。連邦と州の協力の下で、関係諸機関には早い段階で法律の改正についての情報が提供され、妊娠相談員のための研修コンセプトが開発され試された。さらに、特に妊娠相談所は地域の関係者のネットワーク化および情報伝達の促進を担っていた。その結果、本法律施行直後でも、滞りなく最初の内密出産を実施することができ、かつ、それらの手続が（少数の例外を除けば）立法者のコンセプトと意向に一致していた。<sup>162</sup>

ターゲット・グループに向けた P R キャンペーンと補助策である利用しやすいホットラインとオンライン相談は、困難な状況にいる女性たちに情報を届けるのに効果的であった。評価調査の枠内で行われた住民調査では、出産能力のある年齢の女性の多くは、内密出産という選択肢についての情報が手に入る状況にいることが明らかになった。「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の知名度は不十分ではない。調査の対象者で内密出産について聞いたことのあるのが全員ではなかったにもかかわらず、妊娠のことと妊娠葛藤のための相談所があることは全員が知っていた。つまり、必要が生じて相談所に相談すれば、そこで内密出産という選択肢についても知られるであろう。なぜなら、妊娠相談所にはその情報があるからである。<sup>163</sup> 「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」(BMFSFJ) が提供する情報資料の具体的な作り方は関係諸機関の最大多数によってポジティブに評価されている。それは、現状の P R 活動については根本的な見直しが必要ないことを示してい

---

<sup>162</sup> 例外的な手続が生じたのは、一つには匿名を希望する女性がおかれている困難な状況と女性の行動によるものであり、もう一つは、第 6 章でより詳細に取り上げられたような、諸関係者間の連携において繰り返し問題が生じたことによるものである。初期の情報提供に関する問題は、関係者の一部（例えば患者搬送関係者）にあった。

<sup>163</sup> しかし、ターゲット・グループにとって情報を得ることに問題があるかどうかは、住民調査で得たデータから推論するには限界がある。相談所と評価調査は、接触できたケースのみを把握しているからであり、また、ターゲット・グループの情報の取得方法が住民の平均と著しく異なる可能性も排除できないのである。理論的には、この点を解明するためには、子どもを赤ちゃんポストに預けた、あるいは遺棄した女性に内密出産制度について知っていたかどうか聞き調べる必要がある。しかし、このようなインタビュー調査は本評価調査では不可能であった。

る。<sup>164</sup>

### 支援制度に導くこと（第一段階における相談）

内密出産の選択肢を含む支援制度の拡充によって、数多くの女性のニーズに応えられている。内密出産に至ったのが何件だったかということよりも、2014年5月から2016年9月までの間に匿名を希望している1000人をはるかに超える女性が内密出産の相談を受けたことの方が重要である。相談後に内密出産制度の利用を決めたのは、全相談件数のより少ない一部のケースのみである。それらのおおよそ倍のケースにおいて、相談所は女性を通常の支援制度に導くことに成功し、それによって、子どもを正規の養子縁組に出す、あるいはより多くのケースでは、子どもと共に生きることを選択する形で、匿名を放棄する決断を可能とした。相談の結果、内密出産以外の道を選択する割合が高かったということは、「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG)の相談コンセプトは基本的に効果的であることを証明している。実際多くの場合には、相談の第一段階と第二段階は明確に分けられた段階的な過程ではないという事実はあるが、現状の問題を解決し、行動の選択肢を提示することは、内密出産の準備を進めることよりも優先されているようである。

第一段階における相談は、妊娠相談所の主要な任務の一つであり、この任務を果たすことは、女性が相談を受け入れる場合にのみ可能である。また、それは全てのケースに該当するわけではない。本法律の相談コンセプトの質的実行は調査評価の対象ではなかったが、相談を実施している関係諸機関と福祉団体との比較で見られた異なる結果は、相談の仕方が相談の結果を左右することを示している。したがって、成功した相談の実践例の共有を促進することは、引き続き目ざすべきである。

### 匿名による子どもの委託の減少

無視できない割合を占めるケースにおいては、内密出産制度が匿名による子どもの委託の諸制度の代わりに利用されたことを断言できる（第7章1節を参照）。内密出産制度では母親の身元を出自証明書に記録することによって、匿名による子どもの委託の諸制度を利用した場合と違い、子どもに16年後に出自を知る機会が与えられる。<sup>165</sup> 関連する分野の専門家は、この情報が養子のアイデンティティ形成のために持つ特別な重要性を強調して指摘している。したがって、内密出産制度は、委託された子どもの利益と権利をより適切に配慮していると言える。

---

<sup>164</sup> 情報資料は、ターゲット・グループへの使用というより、関連諸機関への情報提供のための使用に適している。それは資料に欠陥があるというよりむしろ、相談においては直接の話し合いが優先されるからである。インタビューを受けた関係者からのさらなる改善についての提案は、どちらかという細かい点についてのものである。

<sup>165</sup> ただし、それは、母親がこの閲覧権に対立する利益を主張するかどうか、またそれに対する家庭裁判所の決定によるという保留つきである。

匿名による子どもの委託の減少は、すなわち医療的手当のない出産およびそれに伴う母子の健康あるいは命のリスクの減少でもある。<sup>166</sup>それは、内密出産制度の提供は、匿名を希望している女性が医療的手当のある出産ができるというニーズにもより適切に応えることを含意している。内密出産制度は匿名を希望している女性に、少なくとも 16 年間は匿名を守りながら、医療的手当および法的根拠のある出産を可能としている。

しかし、内密出産に至った全てのケースが、「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) がなければ、匿名による子どもの委託に至ったというわけではない。傾向分析によれば、そのケースの一部は子どもを正規の養子縁組に出すか、子どもと共に生きるという選択につながる通常の出産となったであろうと推測される。二段階に及ぶ相談コンセプトでも、それを完全に防ぐことができないのである。<sup>167</sup>

正規の養子縁組と比べても、内密出産では、子どもが生みの母親の身元を入手することが困難であるのは限定した一時期のみであることは注目に値する。それに加えて、内密出産で生まれた子どもが生みの母とコンタクトをとることが、かならずしも正規の養子縁組の場合より少ないというわけでもない。事例研究が示すように、内密出産の場合においても、生みの母と養親（里親）とは、生みの母の仮名でコンタクトをとること、あるいは情報交換が可能である。このような成功した実践例の共有は促進されるべきである。

### 匿名による子どもの委託の諸制度の今後の取扱い

内密出産制度の導入で、匿名を希望する女性のために、妊娠を隠すことができる法的規定のある制度が創設されたことになる。「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の施行以降、内密出産制度が代わりに利用されているため、匿名による子どもの委託の諸制度の利用件数は減少している。匿名による子どもの委託の諸制度を提供している大半の団体は、内密出産制度を、匿名による子どもの委託の諸制度（赤ちゃんポスト、匿名出産、子どもを匿名で引き渡せる制度）よりも、よりポジティブに評価している。それにもかかわらず、内密出産を受け入れない女性のために、それらの団体は匿名による諸サービスを存続させていく意向である。そして、匿名による子どもの委託の諸制度が変わらず高い件数で利用されているのは、内密出産制度が導入されてもなお、匿名によるそれらの諸

---

<sup>166</sup> それは、（医療的手当のない）赤ちゃんポストおよび子どもを匿名で引き渡せる制度の利用の割合が、（医療的手当のある）匿名出産の割合より増加したことはデータからは読み取れないからである。

<sup>167</sup> 傾向分析は、評価調査の完了までに入手可能な最新のデータに基づくものであるが、特に分析の中心となる 2014 年に関しては、「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) が施行された 2014 年 5 月以降の 8 ヶ月間のみに行われた出産のデータである。示された傾向が今後も続くかどうかは、これから数年のうちに確認できるものである。

制度に一定のニーズがあることを示している。

（例えば身分証明書を持っていないために）内密出産制度の利用が事実上不可能で、それを理由に匿名による子どもの委託を選択するという例外的な事例があることは、調査評価の質的結果の一つである。一方、匿名出産の選択肢がなければ十中八九は内密出産制度を利用したであろうという例外的な事例もある。逆に、匿名出産の選択肢がなければ、（場合によっては子どもの遺棄にもつながる）医療的手当のない出産を選択するであろう女性の割合については予測できない。

内密出産制度導入時にはすでに、子どもの権利を尊重しない匿名による子どもの委託の諸制度を今後どのように扱うべきかという問題が生じていた。「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) の評価調査によって、新たな認識が示された。匿名による子どもの委託の諸制度は存続し、かつ、利用されている。しかし、匿名による子どもの委託の諸制度の将来について経験的根拠のある決断を下すには、現時点で有するデータでは不十分である。<sup>168</sup>匿名による子どもの委託の諸制度について賛否どちらかの立場を明確にとることは、せいぜい内密出産制度の導入に至った規範的論拠<sup>169</sup>の政治的、あるいは法的再評価によってのみ可能であろう。しかし、現場関係者には、引き続き高いレベルの、あるいは、より高められた相談の質やネットワーク化によって、匿名による子どもの委託をさらに減少させるための努力をより一層積み重ねることを勧めるべきであろう。<sup>170</sup>

---

<sup>168</sup> 匿名による子どもの委託の諸制度に反対、あるいは賛成する規範的論拠は、内密出産制度の導入につながったが、内密出産制度と匿名による子どもの委託の諸制度との両立をどのように扱えばいいかという問題は解決していない。

<sup>169</sup> 例えば、子どもの出自を知る権利、子どもの生命の保護、困難な状況におかれている女性の保護等。

<sup>170</sup> 事前に妊娠相談員が関わり、相談を受けた女性が内密出産を拒否した場合に限り、匿名出産の費用を基金から支払うというテューリンゲン州の決断は、その一例として挙げられる。

日独両国の赤ちゃんポストと関連諸問題における出自を知る権利の扱いに関する研究  
平成 28 年度～平成 30 年度科学研究費助成事業〔基盤研究 (C)〕  
研究成果報告書 課題番号 16K02125

平成 29 年 10 月 26 日

翻訳 トビアス・バウアー 熊本大学大学院人文社会科学部准教授

発行 〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-40-1  
熊本大学文学部 バウアー研究室  
bauer@kumamoto-u.ac.jp

(非売品) 無断での複製・転載等を禁ず